

介護保険

をす 員ま 談い 相して 護集 介募



詳しくは町福祉課へお問い合わせください

■介護サービスの質の向上を図る介護相談員を募集します

町では、介護事業所などを訪問して、利用者の不安や悩みを聞き改善のために事業所や行政との橋渡し役となる介護相談員を募集しています。

▼介護相談員の活動内容

- ・介護サービスを提供する事業所などを訪問して利用者からの相談を受け、苦情に至る事態を未然に防止することや事業所の管理者や職員と意見交換をしてサービスの向上を図る
- ・定期開催の相談員連絡会議（定例会）で、相談員相互の情報交換を行う
- ・訪問事業所との意見交換会や研

修会への参加

▼報酬および費用弁償

活動実績に応じて、条例に定められた額の報酬および費用弁償を支払います。

▼研修について

採用された方には、介護相談に関する知識を習得していただくため9月末から県で開催される介護相談員養成研修（計6回程度）を受講していただきます。日程などは、採用者へ直接通知します。

▼募集人数

若干名（希望者多数の場合、抽選となります）

▼応募方法

9月15日（木）までに町福祉課へご連絡ください。後日応募用紙を送付しますので、必要事項を記載して提出してください。介護相談員についての詳しいことは、お問い合わせください。

▼お問い合わせ先

町福祉課
☎096-234-1114
(内線141)

町福祉課 ☎096-234-1114(内線142)

国民健康保険

■交通事故などの第三者行為に遭った場合は国保へ届け出を

交通事故などの「第三者の行為」によって傷害を受けた場合には、町国民健康保険被保険者証を使って治療を受けることができます。

しかし、この場合の医療費は本来加害者が負担すべきものです。診察などの際に一時的に国保が医療費を立て替え、あとで国保が加害者に請求することになります。

●第三者行為となるもの

交通事故、他人の飼犬などのペットによるけが、不当な暴力や損害行為によるけが、スキーなどの接触事故、他人の所有する建物での設備の欠陥などによる事故、

購入食品や飲食店などでの食中毒など第三者の行為により負傷した場合

※勤務中や通勤途上での事故（労災保険の対象）や不法行為（飲酒運転や無免許運転）による事故（給付制限の対象）は国保による保険給付はありません。

●示談の前に届け出をしましょう

国保へ届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと、国保で治療を受けることができなくなる場合があります。

示談を結ぶ前に必ず町住民生活課へご連絡ください。

●事故に遭ったときは

- ・町住民生活課に速やかに連絡するとともに、小さな事故でも警察や管理事務所に連絡する
- ・相手（加害者）の住所や氏名、電話番号など身元を確認する
- ・交通事故の場合は、相手の運転免許証や車検証、自動車損害賠償保険を確認する
- ・軽いケガでも医師の診察を受け、第三者行為によるものであることを必ず伝える
- ・相手の主張に安易に同意しない

第三者行為によるけがは国保が使えます



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106)

国民年金

国民年金の納付免除・猶予期間がある方へ



免除・猶予期間の保険料が追納できます

■保険料を追納すると年金の受取額を増やすことができます

国民年金の保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予または学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、65歳から受けられる老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

しかし、免除または猶予期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があり、追納した場合、将来受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます。

追納する場合は、古い月の保険料から納付することとなりますが、納付の際には次の点にご注意ください。

■保険料を追納する際に注意すること

- ・保険料の追納を行う場合は、年金事務所への事前の申し込みが必要です。
- ・一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料を納めていなければ追納することはできません。
- ・免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

「免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合、どちらを優先して納めるか本人が選択することができます。

国民年金の納付免除などの詳細につきましても、熊本東年金事務所へお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

・熊本東年金事務所

☎ 096・367・2503

・町住民生活課

☎ 096・234・1140

(内線101)

町住民生活課 ☎ 096-234-1113 (内線 101)

男女共同参画

■ドメスティック・バイオレンス (DV) とは

夫婦や恋人など親密な関係で行われる暴力をドメスティック・バイオレンス (DV) と言います。DVは、深刻な問題であるにもかかわらず、「単なる夫婦げんか」「当人同士の問題であって、他人が口出しすることではない」などと思われがちです。

DVというと、殴る、けるなどの身体的暴力を思い浮かべる人も多いですが、相手の心や体を傷つけ、支配しようとする行為はすべてDVです。怒鳴ったり、人格を否定するようなことを言ったりする「精神的暴力」、嫌がっているのに性的な行為を強要する「性的暴力」、生活費を渡さない、交際

相手にデートの費用をいつも負担させるなどの「経済的暴力」、子どもに暴力を振るうなどと言って脅す「子どもを利用した暴力」など、DVの種類はさまざまです。

●DVは身近にある問題です

内閣府の「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成24年4月）によると、女性の3人に1人、男性の6人に1人が、これまでに配偶者（事実婚や別居中、元配偶者も含む）から、身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを1つでも受けたことがあると答えています。また、女性の10人に1人はこれらの暴力を配偶者から受けたことが何度もあったと答えています。しかしながら、それをDVと認識していない人も少なくありません。相手との関係が「つらい」「おかしい」と感じていたら、ひとりで悩まずにご相談ください。

▼お問い合わせ先

福祉課

☎ 096・234・1114

(内線144)

・男女共同参画について

総務課

☎ 096・234・1140

(内線222)

町総務課 ☎ 096-234-1140(内線 222)

人権侵害にあたるドメスティック・バイオレンス



DV相談ナビはお近くの相談窓口につながります